

中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正する理由

指導教諭の設置及び栄養教諭の設置等について規定する必要がある。

2 改正の内容

(1) 指導教諭の設置

①理由

東京都教育委員会では、教員の学習指導力の一層の向上を図ることなどを目的として、全区市町村において指導教諭の職を設置することとなった。

ついては、それに伴った関連規則の改正が必要である。

②改正の骨子

ア 小中学校に指導教諭を置くことができるものとする。

イ 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行うものとする。

ウ 「教務主任」、「生活指導主任」、「保健主任」、「学年主任」及び「進路指導主任」は、当該学校の教諭の中から命ずることとするが、特別の事情があるときは、指導教諭の中から命ずることができるものとする。

エ 「研究主任」は当該学校の指導教諭又は教諭の中から命ずるものとする。

(2) 栄養教諭の設置

①理由

中野区教育委員会では、学校における食に関する指導の推進するため、中核的な役割を担う栄養教諭を平成 23 年度から設置している。

今般、その職の設置等の規定を併せて整備する。

②改正の骨子

ア 小中学校に栄養教諭を置くことができるものとする。

イ 栄養教諭は、校長の監督を受け、児童又は生徒の食に関する指導及び学校給食の管理をつかさどるものとする。

(3) その他規定整備

(1) 及び (2) の改正に伴い、所要の規定整備を行うものとする。

3 施行時期

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、栄養教諭に係る改正規定は、公布の日から施行する。

4 添付資料

別添 中野区立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

中野区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(主幹教諭)</p> <p><u>第6条の2</u> 小中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>(指導教諭)</u></p> <p><u>第6条の3</u> 小中学校に指導教諭を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p><u>(栄養教諭)</u></p> <p><u>第6条の4</u> 小中学校に栄養教諭を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 栄養教諭は、校長の監督を受け、児童又は生徒の食に関する指導及び学校給食の管理をつかさどる。</p> <p>(主任教諭及び主任養護教諭)</p> <p><u>第6条の5</u> 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>第9条 <u>第7条第1項及び第3項</u>に規定する主任は、当該学校の教諭(保健主任については、養護教諭を含む。)の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。ただし、特別の事情があるときは、<u>指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。</u></p> <p><u>2</u> 第7条第2項に規定する研究主任は、当該学校の<u>指導教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>に規定する主任の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。</p> | <p>第1条～第6条 (略)</p> <p><u>第6条の2</u> 削除</p> <p>(主幹教諭)</p> <p><u>第6条の3</u> 小中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(主任教諭及び主任養護教諭)</p> <p><u>第6条の4</u> 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>第9条 <u>第7条</u>に規定する主任は、当該学校の教諭(保健主任については、養護教諭を含む。)の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>に規定する主任の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。</p> |

第10条 校長は、第7条に規定する主任のほか、必要に応じ、校務を分掌する主任等を置くことができる。

2 (略)

3 前条第3項の規定は、前2項に規定する主任等に準用する。

第10条の2～第23条 (略)

(準用規定)

第24条 第3条の3から第6条まで、第6条の5、第11条の2から第11条の6まで、第13条、第14条、第16条、第17条及び第21条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。

第25条 (略)

附 則 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。
ただし、第6条の4を第6条の5とし、第6条の3の次に1条を加える改正規定及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

第10条 校長は、第7条に規定する主任のほか、必要に応じ、校務を分掌する主任等を置くことができる。

2 (略)

3 前条第2項の規定は、前2項に規定する主任等に準用する。

第10条の2～第23条 (略)

(準用規定)

第24条 第3条の3から第6条まで、第6条の4、第11条の2から第11条の6まで、第13条、第14条、第16条、第17条及び第21条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。

第25条 (略)

附 則 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)